

第3回 起草委員会 論点確認事項

日時：平成20年11月6日（木） 18時03分～21時11分

会場：職員会館3階会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

■17条

- ・体が不自由であるなど、市政に対して意思表示が難しい市民が存在する。こうした人の意見も市政に反映するといった、より能動的な姿勢が感じられる表現にしてはどうか。例えば「十分その意思が反映されるよう」としてはどうか。
- ・川口の特徴として、外国人が多いという点がある。こうした特徴を川口市の自治基本条例としてのらしさとするという意味でも、より積極的な表現にしてはどうか。
- そうした方に配慮しなければいけないというのは、「意思の反映」だけに限らないはずだ。もっと総則的な箇所と言及してはどうか。例えば、12条で意思表示が難しい人たちへの配慮について何らかの文章を追加してはどうか。ニセコ町だと、10条第2項に「わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。」としているが、こうした要素を12条に入れてはどうか。

- ・「市政の運営」と「市政運営」とではニュアンスはかわるのか
- 変わらない。ただ、個々の文章になったときに、わかりやすくするため、条文中は「市政の運営」としている。

- ・「意見が適切に」という表現が抜けた理由は何か。適切という言葉は、何をもって適切とするかがわかりにくいため省いたという理解でいいか。
- 「意見」「意識」「意思」と素案では様々な表現があったが、これは「意思」で統一した。なお、「意志」は法律用語では使用しないため使っていない。
- 「適切」を省いた理由は指摘のとおりだ。

- 「意思」という用語が包括的な概念なのか。
- そうだ。

- ・編集委員会でも意思表示が難しい人への配慮について言及する委員はいた。ただし、まとまった議論にはならなかった。
- 前文で表現する手段もあるだろう。第1部会の前文案では社会的な弱者への配慮もうたっている。

□検討事項 市政に対して意思表示が難しい市民に対する配慮をどのように表現するか、引き続き検討する。

■ 18 条

・情報公開以前に、情報そのものがきちんと作られているのかという問題がある。執行機関が必要な情報をきちんとつくることを大切ではないか。

→編集委員会では特に議論にならなかった。また、職員がきちんとした情報を作成するのは当たり前での取り組みではないか。

→文書管理をしっかりするという点では、文書管理規定が既にある。

→「説明責任を果たす」という言葉があるが、この言葉は指摘の点もカバーしていると思う。また、逐条解説で正しい情報を作成することも 18 条の要請であることを述べてはどうか。

・情報の「積極的な提供」という表現が削除されている点と、「努めなければならない」が削除されている点は、なぜか。「積極的」が入っているほうが、情報公開に対する意思の強さが感じられるが。

→積極的が何を表すかが不明確であるためだ。

→積極的な「提供」ならわかるが、積極的な「公開」であると意味がわかりづらいのではないか。

→「広く公開する」という表現にしてはどうか。

・他市の自治基本条例では「公開」と「提供」を区分して示しているが、両方掲載してはどうか。

→「市政の運営に関する情報を広く公開するとともに、積極的に提供するよう努めなければならない。」ではどうか。

□修正事項 正しい情報をつくることを解説にうたうことを検討する。

□修正事項 「市政の運営に関する情報を広く公開するとともに、積極的に提供するよう努めなければならない。」に変更する。

□修正事項 解説に、素案の「積極的」の趣旨（適時性や的確性など、特に限定しない）を記載する。

■ 19 条

・こういった情報は積極的に公開しなければならないといった基準や、速やかな公開などの言葉を採用してはどうか。夕張市では、後の財政破綻につながる情報を市が適切に提供しなかった点が問題となった。こうした点を踏まえた表現にはできないか。

→こういった情報を公開するかの区分は、ケースによると考えられるため、個別条例で規定してはどうか。情報の提供については、後段の意思決定の透明化や、公益通報制度などでも担保されているように思う。

□修正事項 見出しは「情報の公開及び情報の提供」とする。

・たたき台では、個人情報の保護がそのまま個人の権利及び利益を守ることにつながる表

現となるため、場面を限定してはどうか。具体的には、「市は、その保有する情報の取り扱いにあたって、個人の権利及び利益が侵害されないことがないよう、個人情報の保護に努める。」に変更してはどうか。

→たたき台では、市が保有しない個人情報まで市が保護することを示しているように見えるため、その意味でも場面を限定したほうがいい。また素案でももともと「市が保有する情報は」という表現を使っている。

□修正事項 末尾を 18 条に合わせて「努められなければならない。」とする。

□修正事項 「市は、その保有する情報の取り扱いにあたって、個人の権利及び利益が侵害されないことがないよう、個人情報の保護に努める。」とする。

■ 20 条

・編集委員会では市長の権力はかなり大きいことを鑑みて、市長が誠実かつ公正に市政を執行することを求めて素案の 24 を提案した経緯がある。そのため、対象を市長に限っていない 20 条では、編集委員会の意図を弱めるものになっていないか。

→市長だけの規定としてしまうと、議会やその他の執行機関には関係がない規定となってしまう恐れがあるため、主語を「市は」とした。

→市長の強大な権限を制限するという意図であれば、市長の見出しを設けて、改めて、市政運営の原則にうたっている項目を規定するという手段もある。

→市長が市民との関係以外で「公平」や「誠実」であるとする、これまで使ってきた「公平」や「誠実」の言葉の意味合いと違ってしまわないか。

→「市長は市民の信託を得て市を統括し代表する」、ないし「市長は市民の信託を得て市を運営する」という条文を行政運営の部分に入れてはどうか。

→市長だけに限定されるべき規定ではないと思うため、原案通りでよいのではないか。

・見出しに「市長」を新たに設けて、そちらに 20 条の規定を入れてはどうか。

→見出しの全体の整合性を鑑みると難しいのではないか。

□検討事項 行政運営の冒頭に、市長が市民から信託を受ける趣旨の条文を入れるなど、具体的な条文と盛り込む場所について再度検討する。

■ 21 条、22 条

・会派も主語に加えてはどうか。

→法律上は議員は全市民の代表であり、支持者の代表ではないため、会派を盛り込むことは難しいと思う。

・編集委員会では、議員が政策立案を行うことの重要性が議論されたので、そうした趣旨を入れてはどうか。

□修正事項 21 条に第 2 項を設け、「議会及び議員は、市民の意思が市政の運営に反映さ

れるよう、政策を立案するよう努めなければならない。」とする。

□修正事項 22条に第2項を設け、「議会及び議員は、市民の意思が市政の運営に反映されているかを調査及び監視しなければならない。」とする。

- ・22条に「公表しなければならない」とすると、議員個人が調査した結果も議員が公表する義務を持つこととなるため、削ってはどうか。

□検討事項 22条の主語を「議会及び議員」としてもよいかどうか、引き続き検討する。

■23条、24条

- ・24条については、主語を「議会及び議員」としてはどうか。

□修正事項 23条の「原則として」の後に、句点を設ける。

□修正事項 24条の主語は「議会及び議員」とする。

「意見の聴取」は「意思の把握」で包含されるのではないか。
→素案では分けて表現されているため、そのままでよい。

□検討事項 「意思の把握」と「意見の聴取」はそのままとするが、それぞれの意味するところは逐条解説に設ける。

- ・「様々な手段を用いて」という表現に違和感があるが、削ってもよいのではないか。

□修正事項 23条の「様々な手段を用いて」は削除する。

□修正事項 23条の末尾は「速やかに、かつわかりやすく公表しなければならない。」とする。

以上